

短答用レジュメ2009年度版

使用についての注意点

ユーザーは、個人的な利用を目的とする限りにおいて、本短答用レジュメの一部又は全部を自由に複製、印刷又は編集できます。

ユーザーは、営利非営利を問わず、個人的利用以外を目的として、本短答用レジュメの一部又は全部について複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、使用許諾、転載、再利用等をしないことに同意するものとします。

本短答用レジュメは、あらゆる事例及び時代について内容の正確性を保証するものではありません。また、本短答用レジュメは著作者の主観的な法律解釈に基づいて創作されたものであり、事例又は時代の変化によって解釈が異なることがあります。また、内容の誤りに基づいて生じる損害について、著作者は賠償責任を負いません。

本短答用レジュメの著作権を含む一切の知的財産権は、著作者が保持します。

Copyright (C) 2008- All Rights Reserved

特許法		実用新案法		意匠法		商標法	
第一章 総則		第一章 総則		第一章 総則		第一章 総則	
(目的)		(目的)		(目的)		(目的)	
<p>第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>・特許制度とは、新しい技術を公開した者に対しその代償として一定の期間、一定の条件の下に特許権という独占的な権利を付与し、他方、第三者に対してはこの公開された発明を利用する機会を与えるものである(青本)。</p>	<p>第一条 この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>・形状とは、外部から観察できる物品の外形をいう(青本)。従って、方法や材料自体は保護されない。 ・構造とは、物品の機械的構造を意味し、化学構造のようなものは含まない(青本)。 ・組み合わせとは、単独の物品を組み合わせ使用価値を生ぜしめた物をいう。例えば、ボルトとナット、カルタ等である(青本)。</p>	<p>第一条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>・優れた意匠を商品に应用することによって需要が増加し、産業の発達が実現される場合や、技術的に優れた意匠によって技術の進歩ひいては産業の発達が実現される場合がある(青本)。</p>	<p>第一条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。</p>	
(定義)		(定義)		(定義)		(定義等)	
<p>第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。</p>	<p>・発明であるためには一定の確実性が求められるが、一定の確実性をもって同一結果を反復できれば良く、発明を再現することが当業者において可能であれば足り、その可能性が高いことを要しない。 ・定義が定められているのは、解釈上の疑義をなくし争いを少なくするためである。 ・ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、当該ソフトウェアは自然法則を利用した技術的思想の創作である。 ・欧文文字、数字、記号を組み合わせた電報用の暗号作成方法は、自然法則を利用していないので、発明ではないと解する(青本)。 ・「高度のもの」とあるが、技術水準の低い部分には包含しないという趣旨である。</p>	<p>第二条 この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。</p>	<p>・考案とは、発明と同じく自然法則を利用した技術的思想の創作であるが、「高度」という限定がなく、低度のものも含まれる(青本)。</p>	<p>第二条 この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む、第八条を除き、以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいう。</p>	<p>・意匠として認められるためには、物品性、形状・模様・色彩性、視覚性、審美性の要件を満たすことを要する。 ・美感とは、視覚を通じて起こる美に対する感覚をいう。また、物品とは、有体物である動産を指す。また、形状とは、外部から観察できる物品の外形をいう(青本)。 ・H10年改正により部分意匠制度を導入したため、物品の部分も法上の物品に含まれる。独創的で特徴ある部分を取り入れつつ意匠全体で侵害を避ける巧妙な模倣が増加し、十分にその投資を保護できなかったからである(青本)、よって、部分が互換性を有しており且つ独立の商品として取引される場合は、物品と認められる。 ・組物の意匠にかかる部分意匠は認められない(本項かつこ書)。組物の意匠の趣旨及び目的は、組物全体として統一ある美感の保護だからである(青本)。具体的には、組物の構成物品又はその構成物品の部分について、組み物の部分意匠として意匠登録を受けることはできない。 ・部分意匠は、「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であると定義される。 ・部分意匠の実施とは、部品の実施ではなく全体の中の部分の実施である。従って、部品の意匠と部分意匠とが並存した場合は部品の意匠を部分意匠が利用する関係となる。なお、部品のみの実施は部分意匠に対する間接侵害となり、全体の中の部分の実施が直接侵害となる。 ・形状を特定できないので、物品の部分として物品を離れた模様のみは、意匠法上の保護対象とはならない。模様を有する部分意匠は、物品の部分に係る形状と模様の結合として出願しなければならぬ。 ・有体物とは、固体等のように空間の一部を占める有形的な形状等でとらえられるものをいう。アイスクリーム、為替用手形、ICチップ、光ファイバー、工業用ダイヤモンドは物品と認められる。 ・動産とは、不動産以外の物、土地及びその定着物以外の物をいう。但し、使用時には不動産となるものであっても、販売時に動産として扱われる。門柱、水門、石灯籠、墓石、家屋、滑り台、鉄塔、組み立て橋梁、組み立てバンガロー等は物品と認められる。</p>	<p>第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。 ・見る角度によって動物が動いて見えるような動く標章は商標法上の商標ではない。 ・模様は規定されていない。 ・商標法という役務とは、他人のためにする労務または便益であつて、付随的でなく独立して市場において取引の対象となり得るものをいう。 ・平面商標を商品に表示する際に、社会通念上許容される範囲の凹凸が形成されたとしても、平面商標として扱う。例えば、石版に刻印を付す等である。</p>	

<p>2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。</p>		<p>2 この法律で「登録実用新案」とは、実用新案登録を受けている考案をいう。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・液体、気体、流動体、粉状物の集合等は定形的な形をもたないため、法上の物品ではない、但し、集合したものが特定の固定した形態を有する、角砂糖等や、液体を含んでいても一定の形状、模様を保つ水玉置物等は、物品となり得る。 ・現実に取引されて初めて物品の需要を喚起し、産業の発達を図ることができるため、独立取引性が求められる。 ・瓶に刻印された文字の部分、絵葉書の絵の部分、Tシャツのアップリケの部分は、物品に該当する。 ・形態とは、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合のことをいい、物品と混然一体となるものである。 ・物品がハンカチの場合、ハンカチを結んで作った花の形態は物品自体の形態とは認められない。しかし、物品が置物の場合で、ハンカチで作った置物は物品の形態と認められる。 ・部分意匠の意匠に係る物品が、意匠に係る物品が意匠法の対象とする「靴下」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品とは認められない「靴下のかかと部分」であるもの、意匠に係る物品が「包装用容器」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器の蓋」の部分であるものは、意匠法の対象とする物品と認められる。他方、「意匠登録を受けようとする部分」として模様のみを図面に表し、部分意匠の意匠に係る物品を「繊維製品に表す模様」としたものは、物品と認められない。 ・部分意匠の全体の形態は、視覚に訴えるものでなければならない。全体の形態が意匠に係る物品の通常の取引状態において外部から視認できないもの、全体の形態が微細であるために、肉眼によってはその形態を認識することができないものは、視覚に訴えるものと認められない。 ・「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのもは、一定の範囲を占める部分に該当すると認められない。稜線は面積を持たないものであるためである。 ・部分意匠の意匠に係る物品全体の形態のシルエットのみを表したもの(乗用自動車の側面を投影したシルエットのみを表したものを等)は、一定の範囲を占める部分に該当すると認められない。意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域とは認められないためである。 	<p>一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商品とは、商取引の目的たりうべきもの、特に動産をいう(青本)。主に有体物を意味するが、例外的に電子情報財(プログラムやデータ)も商品に含まれる(H14年改正本)。 ・証明とは、主として商品の品質又は役務の質を保証するような場合をいう。 ・役務ではないものとは、自社製品の宣伝のためのポスター(チラシ)の配布、印鑑登録証明書の交付等である。 ・商品ではないものとは、有価証券(自己識別されることを有意義ならしめる対象物でないため)、マンション(不動産であるため)、店舗内で供するための鉄鍋に盛られた料理、株券・小切手(有価証券であるため)、景品としての折紙、建築設計業者が注文主に有償で提供する設計図面(流通過程にのるものでないため)等である。 ・電気、熱及びエネルギーそのものは商品ではない。料理店が提供してその場で消費する料理は商品ではないが、包装箱に入られて料理店の店頭で継続的及び反復的に販売する料理は商品である。講座の教材として用いる印刷物が独立して取引の対象とされる場合は、商品となる(H20問32)。
---------------------------------------	--	---	--	---	---	---

<p>3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。</p>		<p>3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「意匠登録を受けようとする部分」が、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていない場合 ・部分意匠の具体的な内容が、「部分意匠の意匠に係る物品」、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲、「意匠登録を受けようとする部分」の形態、から直接的に導き出されなければならない。 ・願書に「部分意匠」の欄の表示がない場合であっても、願書及び図面等によって、部分意匠に関するものであることが明らかな場合、境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、願書及び図面等を総合的に判断すれば、境界を当然に導き出すことができる場合、は意匠が具体的なものと認められる。 ・以下の場合は意匠が具体的なものと認められない。 <ul style="list-style-type: none"> 部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるか明らかでない場合 意匠に係る物品又は部分の具体的な用途及び機能が明らかでない場合 「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合 「その他の部分」の全体の形態が表されていない場合 物品を認識するのに必要な最低限含まれていない場合 構成要素が明確に表されていない場合 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合（各図不一致、部分が一つの閉じられた領域でない、部分を一組の図面以外の図面のみにより特定している、図面において描き分けずに文章で部分を特定している等） 「その他の部分」の形態が明らかでない（物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が具体的なない）場合 「意匠の説明」の欄に、部分がどのように特定されているかについての記載がない場合 肉眼によって認識できないもの、例えば、粒状体の一単位などは意匠とは認められない。 意匠は具体的な形態として完成し、図面等に現されたときに完成する。 	<p>二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役務とは、他人のために行う労務又は便益であって、独立して商取引の目的たりうべきものをいう。 ・独立して商取引の目的となるとは、その行為に対して対価を支払うことをいう。 ・自社商品宣伝の為にチラシの配布は役務に該当しない。但し、他人の宣伝のためであれば該当する。 ・独立して商取引の対象とはならないので、住民票の交付は役務に該当しない。
--	--	---	--	--	---	---

<p>一 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為</p>	<p>・申出には展示だけでなくカタログによる勧誘、パンフレットの配布も含まれる。 ・H18年改正により、「輸出」が追加された。経済のグローバル化の進展により、日本の産業財産権侵害品が国境を越えて取引される事例が増大する等、模倣品問題の国際化及び深刻化に鑑み、国内の製造や譲渡の段階で差止できない場合でも、輸出者が判明した場合に、権利者が差止等を行うことを可能にするためである。なお、輸出行為自体は国内で行われる行為であり、日本の工業所有権の効力を直接的に海外での譲渡等に対して及ぼすものではないため、属地主義には反しない(青本)。 ・観念的にくいで輸出の申し出は実施行為としては規定されていない(H18年改正本)。 ・間接侵害については、属地主義の観点から、侵害品を海外で製造する行為は、我が国産業財産権法上の侵害行為ではないため、「製造にのみ用いる物」の輸出を侵害とみなすことは、侵害行為でない海外での製造行為の予備的行為を侵害行為としてとらえることとなり、適切でない。このため、「製造にのみ用いる物」の輸出行為は、「侵害とみなす行為」として規定していない(H18年改正本)。 ・輸出国から日本において積み替えられ、第三国へ輸出される「通過」については、a.単に日本の領域を通過する場合、b.日本を仕向地としない貨物が日本で陸揚げされた後に当初の仕向地に向けて運送される場合、は輸出に該当しない(H18年改正本)。 ・日本を仕向地として保税地域に置かれた貨物が必要に応じ、改装又は仕分け等が行われた後、通関されることなく日本を積み出し国として外国に向けて送り出される場合は、侵害品が日本の領域内にあるものとして、日本の産業財産権法の効力が及ぶと考えられる。従って、この場合は輸出に該当する(H18年改正本)。 ・電気通信回線は有線か無線かを問わず、光ファイバ通信網も含まれる。但し、「回線」については両方向からの通信を伝送する有線又は無線と解され、一方向にしか情報を送信できない放送網は「電気通信回線」に含まれない。しかし、放送網を通じたプログラム等の提供が、発明の実施に含まれないわけではなく、「譲渡、貸渡し」に含まれる(青本)。</p>	<p>2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われ、機器の一部を構成する画面デザインは、保護される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの)が含まれるものとする。</p>	<p>・従来は、それがなければ物品自体が成り立たない画面デザイン(液晶時計の時刻表示部等)や、機器の初期操作に必要な不可欠なもの(携帯電話の初期画面等)は、その機器の意匠の構成要素として保護されていた。しかし、ある物品一般に想定される使用目的や機能を実現するために必要不可欠であり、機器の一部を構成する画面デザインは、保護されない場合が生じていた。そこで、H18年改正により、物品の本来の機能を発揮できる状態にする際に必要となる操作に使用される画像を、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に含めて保護対象にした。 ・物品の機能とは、願書や図面から特定できる意匠から一般的に想起される特定の機能を意味する(青本)。例えば、パソコンは情報処理機能、携帯電話は通信機能、DVD録画再生機は録画再生機能、電子計算機用データ表示機は情報表示機能、ゲーム機はゲーム実行機能を指す。 ・機能を発揮できる状態とは、物品の機能を働かせることが可能な状態をいい、実際に物品がその機能に従って働いている状態は含まない(青本)。例えば、携帯電話機で通話中やメール送信中の状態、磁気ディスクレコーダーで再生中や録画中の状態、ゲーム機でゲーム中の状態、パソコンでビジネスソフトを使用中やインターネット検索中の状態は含まない。 ・当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像とは、当該機器の表示部に表示されている画像ではなく、当該機器の使用の際に同時に用いられる他の物品の表示部に表示される画像を指す(青本)。例えば、テレビモニターに表示された磁気ディスクレコーダーの録画予約機能等に用いられる画像や、テレビ画面上に表示されたDVD機器の操作画像等である。 ・画像等がその物品の表示部に表示されている場合だけでなく、同時に使用される別の物品の表示部に表示される場合も保護対象となる(青本)。別の物品に表示されていることは、使用上の便宜にすぎないからである(青本)。但し、物品から独立して販売されるビジネス/ゲームソフト等をインストールして表示される画像は含まれない。ソフトウェアの流通を阻害するおそれがあり、また、一の画面デザインによってそれを表示するソフトウェアを内蔵する物品全体の流通に影響がでるおそれがあるからである。</p>	<p>2 前項第二号の役務は、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。</p> <p>・小売業者及び卸売業者は、店舗設計や商品展示、接客サービス、カタログを通じた商品の選択の工夫といったサービス活動を行っている。しかし、これらのサービス活動は商品を販売するための付随的な役務であり、且つ、対価の支払いが商品価格に転嫁して間接的に支払われ、直接的支払いがないため、商標法上の役務に該当しなかった。そこで、小売業者等によるサービス活動を、総合的なサービス活動の役務として保護できるようにした。 ・小売等役務とは、小売又は卸売の業務において行われる総合的なサービス活動(商品の品揃え、陳列、接客サービス等)といった最終的に商品の販売により収益をあげるものをいう。但し、小売等役務には、商品の販売行為は含まれない(商6条についての審査基準)。 ・小売業者が使用する商標は、小売業者等によるサービス活動の出所を表示するといえ、その事業活動により獲得されるブランド価値は、当該サービスとの関係で蓄積される。 ・小売業と卸売業は、顧客が流通業者等の事業者であるか、一般の消費者であるかが異なるにすぎない。よって、卸売りの業務において行われるサービス活動がなされ、且つ、そこで使用される商標がそのサービス活動の出所を表示するものであれば、いずれも保護される。また、製造小売業は、自己の製造した商品を取り揃え、顧客にその購入のための便宜を図る業態である(菓子屋、パン屋等)。そこで提供される役務は小売等役務と異ならないので、役務として保護される。 ・商品の出所表示か、役務の出所表示かは、切り分けられる。例えば、店員の制服や陳列棚等に表示され、小売等役務におけるサービス活動と密接な関連性を有する商標や、デパートやコンビニ等の包装紙、レジ袋等に付された商標は、そのラベルの態様及び使用の実情等を総合的に勘案すれば、役務の出所表示と考える。一方、プライベートブランドに表示される商標等のように、商品と密接な関連性を認識させる商標は、商品の出所表示と考える。 ・百貨店、卸問屋等のあらゆる小売業、卸売業が対象となる。また、カタログ、テレビやインターネットを利用した通信販売も対象となる。 ・WEB上で複数の都道府県の顧客から注文があつても、複数県で周知と認められるわけではない。</p>
---	---	--	---	---

<p>二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為</p>	
<p>三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為</p>	

・操作とは、物品がその機能に従って働く状態にするための指示を与えること、又は、機械などを操って働かせることを意味する。よって、物品使用者の操作を必要とせず、受動的に提供される画像(コンテンツの画像や映画の一場面等)は物品の機能を発揮するための操作に用いる画像と認められない。

・物品の機能を直接導き出せないような多機能物品は、その旨の説明を記載する必要がある。また、電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、ソフトウェアを使用したり、インターネット検索を行うことは、情報処理機能を発揮させている状態に該当する。

・画像は、全体意匠又は部分意匠の一部を構成する要素となる。

・画像を含む意匠を意匠登録出願する場合には、そのベースとなる物品が意匠法の対象とする物品でなければならない。(「用画像」や「用インターフェイス」は意匠に係る物品に該当しない。)

・例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示されるものであっても、「意匠に係る物品」の欄には、「ビデオディスクプレイヤー」と記載されていなければならない。

・画像を含む意匠において、画像を含む意匠に係る物品が経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合、その物品の使用の目的、使用の状態等、物品の理解を助けることができるような説明が、「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

・画像を含む意匠においては、「意匠に係る物品の説明」の欄に、画像が物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、又は、操作方法についての説明を記載する。

・画像を含む意匠に係る物品全体の形態についても、一組の図面が必要である。また、画像は織物地のような平面的なものとは認められず、「表面図」及び「裏面図」をもって一組の図面とするとはできない。

・その物品と一体として用いられる表示機器等に表示される画像を表す図は、「画像図」として記載する。なお、「画像図」として画像を表すことができるのは、意匠に係る物品が画像を他の表示機器に表示して当該物品の操作を行うものである場合に限られる。また、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、操作方法を説明する参考図を添付する。

・意匠に係る物品と一体として用いられる物品に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であっても、「画像図」のみの意匠登録出願は認められない。

<p>3 この法律で「使用」とは、次に掲げる行為をいう。</p>	<p>・真正商品を詰め替えて無断で商標を付けて販売などする行為は、商標の使用に該当して侵害を構成する。</p> <p>・商標を除去する行為は商標権の侵害となる。但し、シリアルナンバーの除去は商標とは関係ないので侵害とはならない。</p> <p>・名刺や株主総会の案内の便箋などに商標を表示したり、店舗内に特定の商品が揃えられているものの単に店舗前に立てられたのほりに表示するだけでは、特定の商品と商標の間に具体的関連性が認められないことから、商標を商品について使用したとはいえない(H18年改正本)。</p>
<p>一 商品又は商品の包装に商標を付する行為</p>	<p>・包装には容器を含むが、実際に商品を包むのに用いられていない包装用紙などは含まれない。</p> <p>・「付する」には、商品その他の形状自体を商標登録された立体形状とすることも含まれる。</p>

4 この法律で「プログラム等」とは、プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この項において同じ。)その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

電子計算機による処理の用に供する情報とは、電子化等の手法により直ちにコンピュータによる処理に用いることが可能な状態にされた情報をいう。本に書かれた情報や人間の知識としての情報等、そのままではコンピュータにより処理できない情報は含まれない(青本)。

プログラムに準ずるものとは、コンピュータに対する直接の指令ではないためプログラムとは呼べないが、コンピュータの処理を規定する点で、プログラムに類似する性質を有するものをいう(青本)。

情報処理の促進に関する法律2条2項(「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)

電子計算機は、「情報処理」がその機能であるので、ソフトウェアによって表示される画像は、機能を発揮している状態の画像に該当し、保護対象とならない。例えば、OSにより表示された画像や、インターネットを通じて表示された画像等である。

ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、保護対象とならない。例えばインストールされている画像であっても、ゲームに係る画像は保護されない。ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される。

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から以下の具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

画像を含む意匠の意匠に係る物品
「画像」の用途及び機能
部分意匠として「画像」の意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲(但し、当該物品と一体として用いられる物品に表示される「画像」を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合には、画像を意匠登録を受けようとする部分にすぎるときは、当該物品と一体として用いられる物品に対する意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は評価しない。)

「画像」の用途及び機能
「画像」の具体的な用途及び機能が明らかでない
「画像」全体の形態が表されていない
意匠に係る物品全体の形態が表されていない(画像のみしか表されていない場合)
「画像」を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない(部分意匠の場合)
「画像」が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び図面等を総合的に判断して行う。

当該画像を含む意匠の物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能
前記認定した画像を含む意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づく「画像」の用途及び機能

一組の図面及び断面図、斜視図、画像図等その他必要な図に基づく「画像を含む意匠」の形態
装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められない。例えば、いわゆる壁紙等である。

記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像とは認められない。例えば、CDに記録された画像等である。

電子計算機は、「情報処理」がその機能であるので、ソフトウェアによって表示される画像は、機能を発揮している状態の画像に該当し、保護対象とならない。例えば、OSにより表示された画像や、インターネットを通じて表示された画像等である。

ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、保護対象とならない。例えばインストールされている画像であっても、ゲームに係る画像は保護されない。ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される。

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から以下の具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

画像を含む意匠の意匠に係る物品
「画像」の用途及び機能
部分意匠として「画像」の意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲(但し、当該物品と一体として用いられる物品に表示される「画像」を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合には、画像を意匠登録を受けようとする部分にすぎるときは、当該物品と一体として用いられる物品に対する意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は評価しない。)

「画像」の用途及び機能
「画像」の具体的な用途及び機能が明らかでない
「画像」全体の形態が表されていない
意匠に係る物品全体の形態が表されていない(画像のみしか表されていない場合)
「画像」を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない(部分意匠の場合)
「画像」が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない

以下の場合、意匠が具体的なものと認められない。

意匠に係る物品又は「画像」の具体的な用途及び機能が明らかでない
「画像」全体の形態が表されていない
意匠に係る物品全体の形態が表されていない(画像のみしか表されていない場合)
「画像」を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない(部分意匠の場合)
「画像」が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない

商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。)に標章を付する行為

役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものを利用して役務を提供する行為

役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

引渡しとは、物の上の現実の支配を移転することをいう。

ネットワークを通じた電子情報財の流通行為が、商品商標の使用行為に含まれる。

商品が電子情報財の時は、プログラム起動時や作業時のインターフェースに顧客が商標として視認できるよう、商標の電磁的な情報を組み込む行為をいう。なお、プログラムのコードデータ等に組み込まれた商標が、視覚的に商標の出所表示機能を果たしていない場合には、商標の使用から排除される(H14年改正本)。

登録商標が付され且つ役務の提供を受ける者の利用に供される物であっても、単にそれを輸入する行為は使用の定義には加えられていない。役務の提供の段階とは直接の関係は有しないためである。しかし、役務を提供するため又はさせるために輸入する行為は、予備的行為とみなして商37条4号で侵害とみなす行為に加えた。

登録商標が付され且つ役務の提供を受ける者の利用に供される物であっても、単にそれを輸入する行為は使用の定義には加えられていない。役務の提供の段階とは直接の関係は有しないためである。しかし、役務を提供するため又はさせるために輸入する行為は、予備的行為とみなして商37条4号で侵害とみなす行為に加えた。

登録商標が付され且つ役務の提供を受ける者の利用に供される物であっても、単にそれを輸入する行為は使用の定義には加えられていない。役務の提供の段階とは直接の関係は有しないためである。しかし、役務を提供するため又はさせるために輸入する行為は、予備的行為とみなして商37条4号で侵害とみなす行為に加えた。

<p>画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。また、当該物品の表示部に表示される画像に係る意匠登録出願と、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に係る意匠登録出願は類似することがある。但し、画像の形態が共通していても、両者の全体に対する意匠登録を受けようとする部分の位置・範囲が異なり、類否判断に与える影響が大きいと考えられる場合は、非類似と判断される。</p>	<p>六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為</p>	
<p>・静止画像と操作によって変化する画像との類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。 ・フレームの分割態様を、ありふれた分割手法に基づき変更したにすぎない意匠は、容易に創作することができる意匠と認められる。 ・画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したものの(例えば、「ビデオディスクレーダーの画像」)の記載があるときは、別表第1に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められず、意7条違反となる。 ・一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、二以上の異なる画像や物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。</p>	<p>七 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次号において同じ。)により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為</p>	<p>・モニターやディスプレイ等の映像面に、商標を表示して役務を提供する行為が該当する。なお、事業者のモニター等を通じて提供する場合も該当する(H14年改正本)。 ・「回線」とは異なり、「電磁的方法」とあるので、情報を双方向にやりとりするもの他に、放送等の一方方向にしか情報を送信できないものも含む。なお、音楽配信サービスも「映像面を介した役務」に含まれる(H14年改正本)。 ・HPの画面に商標を表示させる行為は使用に該当する。 ・オンラインゲームの提供に当たり、マウスに商標を付す行為は間接侵害(商37条)に該当する。 ・プログラムを起動すると商標が表示される様なプログラムを提供する行為は使用に該当する。 ・ネットワークを通じたサービス提供行為は、サービスマークの使用行為に含まれる。</p>
<p>・組物は構成物品全体にかかるデザインの統一感を一の意匠として保護するものであるため、組物を構成する個々の物品の一部に該当するに過ぎない部分意匠としての画像については、組物の意匠について登録が除外されているのと同じ理由で登録が認められない。 ・画面デザインを部分意匠とする意匠権である場合は、部分意匠制度の意匠権と同様の考え方となり、画面デザイン全体を全体意匠の一部とする意匠権である場合は、通常の意匠権と同様の考え方となる。</p>	<p>八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為</p>	<p>・取引書類には、注文書、納品書、送り状、出荷案内書、物品領収書、カタログなどが含まれる。 ・ネットワークを通じた広告等の行為は、商標の広告的使用行為に含まれる。 ・ラジオ、街頭放送等の視覚に訴えないものは本号に該当しない。 ・店の看板に登録商標を付す行為は、広告に該当すると考えられるため、商標の使用に該当する。</p>

		<p>・DVD再生録画機器に関する部分意匠である画面デザインの場合は、当該画面デザインを表示することができるDVD録画再生機器を業として製造、使用、譲渡等する行為が意匠権侵害行為となる。他方、同一又は類似の画面デザインを有しているとしても、物品が異なれば意匠が類似しないと判断され、意匠権侵害とされない。また、部分意匠の意匠権である場合は、当該画面デザインを使用した機器等が必ず侵害となるのではなく、侵害疑義物品の外観形状等の特色や独自性、あるいは当該物品全体の形状等に関する当該画面デザインの寄与度等を考慮して侵害の有無が判断される。全体意匠の意匠権である場合は、物品全体の形状等に関する類否判断を基本とし、画面デザイン部分については従来の模様等のように物品の表面の一部を構成するものとしてとらえるものとする。</p> <p>・画面デザインが物品そのものの表示部に表示されず、当該機器と接続されている汎用の表示機器等に表示されている場合については、当該表示機器として製造、使用、譲渡等する行為が侵害とされるのではなく、意匠権で保護された画面デザインをその部分とする物品の製造、使用、譲渡等が禁止される。</p>	<p>4 前項において、商品その他の物に標章を付することには、商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすることが含まれるものとする。</p>	<p>・広告には、看板、引札、ネオンサイン、飛行機が空に描いたもの、テレビ広告、カレンダー、広告塔、店頭人形などが含まれる。但し、ラジオ、街頭放送などの音声媒体による広告は含まれない。なお、商標36条の差止は可能である。</p> <p>・商標を付する行為には、商品その他の形状自体を一項に規定する立体的形状とすることも含まれる。</p>
	<p>3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。</p>	<p>4 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。</p>	<p>5 この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。</p>	
			<p>6 この法律において、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする。</p>	<p>・立体商標と平面商標でも類似関係が成立する。</p> <p>・類似は、同一又は類似の商品に使用された商標が外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象等を総合して全体的に考察すべきである。また、その商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断すべきものである。</p> <p>・例えば、商品「コンピュータプログラム」と、役務「インターネットを通じたコンピュータプログラムの提供」がある。</p>
<p>(期間の計算)</p> <p>第三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による期間の計算は、次の規定による。</p>	<p>(特許法の準用)</p> <p>第二条の五 特許法第三条及び第五条の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。</p>	<p>・特4条(期間の延長等)は不準用である。但し、実45条(再審の請求期間)、実14条の2(訂正の請求期間)、実39条の2(無効審判請求の取下期間)、実54条の2(参加申請の取下期間)で準用している。</p> <p>・特3条(期間の計算)、特5条(指定期間の延長等)</p>		

<p>一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。</p>	<p>・例えば、4月18日から3月の場合、初日不参入ならば起算日が4月19日となり、7月19日が応当日である(青本)。 ・但書に該当するのは、延長又は附加期間が適用される場合のみである。</p>	<p>2 特許法第七条 から第九条 まで、第十一条から第十六条まで及び第十八条の二から第二十四条までの規定は、手続に準用する。</p>	<p>・特10条は削除されている。特6条は2条4項で規定している。特17条は2条の2で規定している。特18条は実2条の3で規定している。 ・特7条(未成年者、成年被後見人等の手続をする能力)、特8条(在外者の特許管理人)、特9条(代理権の範囲)、特11条(代理権の不消滅)、特12条(代理人の個別代理)、特13条(代理人の改任等)、特14条(複数当事者の相互代表)、特15条(在外者の裁判籍)、特16条(手続をする能力がない場合の追認)、特18条の2(不適法な手続の却下)、特19条(願書等の提出の効力発生時期)、特20条(手続の効力の承継)、特21条(手続の続行)、特22.特23条(手続の中断又は中止)、特24条(民事訴訟法の準用)</p>
<p>二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。</p>	<p>・例えば、2月29日から6月の場合、起算日は3月1日であり、応当する日は9月1日であるので、その前日の8月31日が末日である。</p>	<p>3 特許法第二十五条の規定は、実用新案権その他実用新案登録に関する権利に準用する。</p>	<p>特25条(外国人の権利の享有)</p>
<p>2 特許出願、請求その他特許に関する手続(以下単に「手続」という。)についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律(昭和六十二年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。</p>	<p>・12月29日から翌年の1月3日まで(年末及び年始の3日間)は休日扱いである(行政機関の休日に関する法律1条1項3号)。 ・手続についての期間のみが休日の翌日に満了するので、特許権の存続期間等は、末日が休日であってもその日に満了する(青本)。 ・末日が休日であれば、取引をなす慣習の有無とは関係なく休日の翌日に満了する。なお、休日の翌日が休日の場合は、さらにその翌日を末日とする(青本)。 ・延長期間は、もとの期間と一体をなし、合計された一つの期間とされる。従って、もとの期間の末日が休日に当たっても、そこに特3条2項の規定は適用されない。なお、もとの期間の末日が休日に当たるときは、特3第2項の規定に基づき、その日の翌日まで期間延長請求できるが、延長期間はもとの期間の起算日から計算される(方式便覧)。 行政機関の休日に関する法律1条1項「次の各号に掲げる日は、行政機関の休日とし、行政機関の職務は、原則として行わないものとする。 一 日曜日及び土曜日 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)」</p>	<p>4 特許法第二十六条の規定は、実用新案登録に準用する。</p>	<p>特26条(条約の効力)</p>
<p>(期間の延長等)</p>			

<p>第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第四十六条の二第一項第三号、第八十八条第一項、第二百一十一条第一項又は第七十三条第一項に規定する期間を延長することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定期間の延長ができるのは特許庁長官のみである(青本)。 ・訴えを提起する期間については、特178条5項に同旨の規定がある(審判長による附加期間)。 ・審判請求時の補正可能期間(特17条の2第1項4号)は、審判請求期間を延長できるため、延長できない(青本)。 ・要約書補正可能期間(特17条の3)は、出願の公開との関係から延長できない(青本)。 ・出願審査請求期間(特48条の3第1項)は、長期間なので延長できない(青本)。 ・分割変更時の審査請求期間(特48条の3第2項)は、出願と同時の申請が通常であるので延長できない(青本)。 ・特許料の納付期限の場合、請求により遠隔地でない者であっても延長され得る(特108条3項)。 ・外国はすべて遠隔の地に含まれる(青本)。 ・法定期間の経過前に延長の処分があることが必要であり、期間の経過後は本条が適用されない(青本)。 ・実14条の2第5項(実用新案技術評価書の送達後の訂正可能期間)で準用している。 ・特46条の2第1項3号(実用新案技術評価の請求があった旨の通知後の、実用新案登録に基づく特許出願をできる期間) ・特108条1項(特許査定又は審決の謄本送達日後の、特許料納付期限) ・特121条1項(拒絶査定不服審判の請求可能期間) ・特173条1項(再審の理由を知った日後の再審請求可能期間)
<p>第五条 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査官、審判長は指定期間の延長のみが可能である。 ・実2条の5(特許法の準用)で準用している。 ・期間の指定の例： 長官による補正命令(特17条3項)、受継命令(特23条1項)、協議命令(特39条7項)、拒絶理由通知に対する意見書提出(特50条)、不実施裁定の請求に対する答弁書提出(特84条)、審判請求書補正命令(特133条1項)、審判の被請求人の答弁書提出(特134条1項)、参加に対する意見(特149条2項)、職権証拠調べに対する意見(特150条5項)、訂正審判時の意見書提出(特165条)等(青本)。
<p>2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期日の変更をできるのは審判長のみである。 ・期日の指定の例： 無効審判が口頭審理による場合の期日の指定(特145条3項)、申立又は職権により審判長が指定する証拠調べ又は証拠保全の期日(特151条において準用する民訴93条1項)。
(法人でない社団等の手続をする能力)	
<p>第六条 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組合は社団ではない(青本)。 ・定めがあるとは、定款や寄付行為などで定めがあることをいう(青本)。 ・特許権者にはなり得ないので、無効審判を請求されることや訂正審判を請求することはできない(青本)。

<p>第二条の四 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。</p>

一 出願審査の請求をすること。		一 第十二条第一項に規定する実用新案技術評価の請求をすること。	実12条(実用新案技術評価の請求)
二 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。	・権利能力の無い社団等は無効審判に請求人として参加可能である。また、補助参加も可能である。	二 審判を請求すること。	・ここでいう審判とは、無効審判のことであり(青本)、特許法とは規定が異なる。
三 第七十一条第一項の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。	・許審審決(特172条1項)に対する再審は請求できない。そもそも権利能力が無く、権利を害されることもないからである(青本)。 ・特171条1項(再審の請求)	三 審判の確定審決に対する再審を請求すること。	・ここでいう審判、再審とは、無効審判及びその確定審決に対する再審であり(青本)、特許法とは規定が異なる。
2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。	・無効審判を請求されることはできない。	2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。	・ここでいう審判、再審とは、無効審判及びその確定審決に対する再審であり(青本)、特許法とは規定が異なる。
(未成年者、成年被後見人等の手続をする能力)			
第七条 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。	・未成年者は、特許法上の手続については、すべて法定代理人によらなければならない。但し、独立して法律行為をすることができるとき、例えば、婚姻したとき等は自らすることができる(青本)。 ・成年被後見人の場合、本条に違反する行為は無効である(青本)。 ・法定代理人や特別授權の場合を除き証明書の提出は不要である。 ・本条に違反する行為は、特許庁長官又は審判長が補正を命じることができる(特17条3項, 特133条2項)。この場合、特16条に基づいて追認できる。 ・未成年者、成年被後見人は手続能力がないので、手続能力の取得時を除き追認できない(特16条)。		
2 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければならない。	・保佐人、保佐監督人の同意は一連の手続きに対して包括的に与えられるので、個々の手続きについて与えたり除外したりはできない(青本)。例えば、補佐人の同意を得て無効審判を請求した場合は、除外申立の際に同意を得る必要はない。 ・被保佐人、法定代理人は手続能力を有するので、保佐人、後見監督人の同意を得て追認できる(特16条3項, 4項)。		
3 法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。	・後見監督人は、適言で指定する場合と、家庭裁判所が請求又は職権で選任する場合とがある(青本)。		
4 被保佐人又は法定代理人が、相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。	・被保佐人又は法定代理人は、相手方が請求した審判又は再審については同意を得ずに手続できる。相手側に不利益だからである。		
(在外者の特許管理人)			

<p>第八条 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有しない者(以下「在外者」という。)は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの(以下「特許管理人」という。)によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。</p>	<p>・特許庁からの手続が煩雑となるからである。なお、日本国内に住所も居所も有しない日本人についても代理人が強制される(青本)。 ・特許管理人を登録する必要は無い(青本)。 ・国内処理基準時の経過までの期間(特184条の11第1項)、国内処理基準時の属する日後3月以内の特許管理人の届出期間(特184条の11第2項)、外国語特許出願の翻訳文提出期間(特184条の4)、及び、在外者が日本に滞在している間(特施令1条)は、国際特許出願人も特許管理人によらずに手続ができる。 ・住所とは、生活の本拠のことである。また、居所とは、生活の本拠ではないが、多少の時間的継続をもって住んでいる場所をいう。なお、住所不明又は日本に住所を持たない者については、居所をもって住所とみなす(青本)。 特施令1条(特許法第八条第一項の政令で定める場合は、特許管理人を有する在外者が日本国内に滞在している場合とする。)</p>
<p>2 特許管理人は、一切の手続及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。</p>	<p>・代理権が制限されている場合は代理できない。 ・特許管理人が選任した複代理人は一切の手続きができる。 ・特許管理人は、通常の委任代理人と異なり包括的な権限を有し、不利益行為(出願取下、審判請求の取下等)を含む、一切の手続きを行える(青本)。 なお、在外者の代理人は制限されない限り、特別な授權がなくとも不利益行為を行える。 ・審決取消訴訟などの行政処分不服訴訟については本人を代理できるが、侵害訴訟などについては本項に基づく代理はできない。特許法上の問題ではなく、民事又は刑事訴訟法上の問題だからである(青本)。</p>
<p>(代理権の範囲)</p>	

<p>第九条 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有する者であつて手続をするもの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申し立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく(特許出願、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補正に特別の授權は不要である。 ・分割出願には、新たな出願において新たな授權が必要となる。 ・出願人は代理人が選任した複代理人を解任できる。 ・複代理人の代理権は、代理人の死亡によっては消滅しない。委任の目的範囲が明確であるので相続人等が不測の不利益を被らないからである。 ・出願公開の請求が不利益行為なのは、秘密にしておくべきものが公開された場合に出願人に不利益が生じる場合があるためである(青本)。 ・実用新案登録に基づく(特許出願が不利益行為なのは、基礎とした実用新案登録について実用新案技術評価の請求ができなくなる(実12条3項)からである。 ・拒絶査定不服審判は特別な授權がなければ手続できない。 ・法定代理人や特別授權の場合を除き証明書の提出は不要である。 ・委任代理人の代理権の範囲は、登録後にも及び旨の明記があれば登録後にも及び、 ・特14条(複数当事者の相互代表)との相違は、複代理人の選任、実用新案登録出願に基づく特許出願、特許権の放棄の有無である。 ・施規4条の3第1項「法定代理権、特許法第九条の規定による特別の授權又は次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。ただし、第二号において、特許法第三十四条第四項の規定による特許を受ける権利の承継の届出を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもつて証明することを要しない。」
---	--

第十条 削除
(代理権の不消滅)

<p>第十一条 手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。</p>	<p>左条文の下線部は平成19年4月1日以降に改正された箇所である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間内にすべき手続きについて代理人が手続きしたところ、本人の死亡により代理権が消滅していたために手続きが無効となる場合等が問題となるからである。一方、代理権が消滅しないものとしても、委任範囲が明確であるので、相続人等が不測の損害を蒙ることは無い(青本)。 ・本条は委任代理人にのみ適用される。法定代理人は本人との特殊な人間関係においてむずばれているものだからである(青本)。 ・法人の合併による消滅は、設立合併又は吸収合併のいずれでもよい(青本)。 ・法定代理人の代理権の変更とは、その代理権の一部が消滅した場合などをいう。例えば、民835条の管理権の喪失である(青本)。 ・法定代理人が委任した代理人は本人の委任による代理人である。 ・法定代理人の代理権は本人の死亡により消滅する。 ・民法111条1項(代理権は、本人の死亡、代理人の死亡、代理人が破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこと、によって消滅する。) ・同2項(委任による代理権は、委任の終了によつても消滅する。)
--	---

(代理人の個別代理)

<p>第十二条 手続をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。</p>	<p>・二人以上の代理人のうち一人が特許庁に対して手続すれば、本人がしたと同様の効果が生じる。また、特許庁からする手続についても一人にすれば、本人に対してしたと同様の効果を生ずる(青本)。 ・本人が二人以上の代理人の共同代理によるのみ代理されるべき旨の定めをして手続上は無効である。つまり、本項は強行規定である(青本)。 ・実2条の5(特許法の準用)で準用している。</p>
<p>(代理人の改任等)</p>	
<p>第十三条 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないとき認めるときは、代理人により手続をすべきことを命ずることができる。</p>	<p>・実2条の5(特許法の準用)で準用している。 ・「代理人により」とは、代理人が本人の名で手続をすることを意味する。</p>
<p>2 特許庁長官又は審判長は、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないとき認めるときは、その改任を命ずることができる。</p>	
<p>3 特許庁長官又は審判長は、前二項の場合において、弁理士を代理人とすべきことを命ずることができる。</p>	
<p>4 特許庁長官又は審判長は、第一項又は第二項の規定による命令をした後に第一項の手続をする者又は第二項の代理人が特許庁に対してした手続を却下することができる。</p>	<p>・手続をする者又はその代理人が手続をするのに適当でない場合でも、それが同じことの繰り返しでなく、且つ、本人に不利益が及ばないような場合は、裁量で有効なものとして取り扱うことができる(青本)。 ・命令前の手続きを却下することはできない。</p>
<p>(複数当事者の相互代表)</p>	
<p>第十四条 二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申し立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。</p>	<p>・所定の手続き以外に各共有者が単独で行えるが、代表者を定めた場合は、所定の手続き以外に代表者が行う旨を規定している。なお、代表者は二人以上であってよい(青本)。 ・本条は出願、審判請求等の手続後について規定しており、出願に関しては特38条(共同出願)、審判に関しては特132条(共同審判)に規定されている(青本)。 ・手続は1人がすれば有効であり、特許庁からの手続も1人に対してすれば有効である(青本)。 ・特9条(代理権の範囲)と相違するのは、複代理人の選任、特許権の放棄、特46条の2第1項の規定による出願が規定されていないこと、また、特38条により単独で分割出願も出来ない点異なる。なお、特38条により、実用新案登録に基づく特許出願も単独では出来ない。 ・補正、秘密意匠の秘密期間の短縮(意14条3項)は単独でもできる。 ・拒絶理由通知に対する対応は各人ができる。しかし、拒絶査定不服審判は単独ではできない、固有の必要的共同訴訟と同様に、審決は合一のみ確定すべきだからである。 ・実2条の5(特許法の準用)で準用している。</p>
<p>(在外者の裁判籍)</p>	

<p>第十五条 在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許管理人があるときはその住所又は居所をもつて、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもつて民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第五条第四号の財産の所在地とみなす。</p>	<p>・特許権については、権利者が在外者であることも多く、無体財産権であるために財産の所在地もないので、裁判籍を規定する必要があるからである(青本)。なお、在外者とは日本国内に住所も居所もない者をいう(特8条)。 ・「特許に関する権利」とあるので、専用実施権、通常実施権、質権にも適用される(青本)。 ・実2条の5(特許法の準用)で準用している。 ・民訴5条4号(日本国内に住所(法人にあっては、事務所又は営業所)がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴えは、請求若しくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地を管轄する裁判所に提起することができる。)</p>
<p>(手続をする能力がない場合の追認)</p>	
<p>第十六条 未成年者(独立して法律行為をすることができる者を除く。)又は成年被後見人がした手続は、法定代理人(本人が手続をする能力を取得したときは、本人)が追認することができる。</p>	<p>・特7条に反する手続は無効であるが、その瑕疵の補充方法として追認手続を規定している。追認された場合は、追認の時から有効になるのではなく、瑕疵ある手続がされた時にさかのぼって有効になる(青本)。 ・却下処分(特18条,特133条)後は追認できない(青本)。 ・追認は過去の手続きを一体としてしなければならないが、一部のみを追認することはできない(青本)。 ・法定代理人も追認できる。 ・実2条の5(特許法の準用)で準用している。</p>
<p>2 代理権がない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人が追認することができる。</p>	
<p>3 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、被保佐人が保佐人の同意を得て追認することができる。</p>	
<p>4 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。</p>	
<p>(手続の補正)</p>	<p>(手続の補正)</p>

<p>(手続の補正)</p>

<p>(手続の補正)</p>

<p>(手続の補正)</p>

<p>第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書又は第三百三十四条の二第一項の訂正若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。</p>	<p>・はじめから完全な書類を提出することが望ましいが、当初から完全なものを望み得ない場合もあるからである(青本)。 ・訂正請求書の補正は訂正請求事件が係属している限り補正可能である(特17条の4)。 ・特許庁に係属している場合とは、出願 - 査定・審査確定までである。なお、審査・審判が係属している場合とは、請求 - 査定・審決・審決・審決送達までである。 ・特許査定は送達によって確定するので、特許査定後は補正できない。意匠においても同様である。但し、商標においては、登録料の納付と同時に区分の数を減らす補正ができるので、登録査定後も補正できる。</p>	<p>第二条の二 実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続(以下単に「手続」という。)をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、実用新案登録出願の日から政令で定める期間を経過した後は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面又は要約書について補正をすることができない。</p>	<p>・無審査で早期に登録するため、補正を所定の期間(政令で1月に規定)に限っている。長期の補正を認めると登録が遅れるからである(青本)。 ・優先権主張を伴う場合であっても、本条の実用新案登録出願の日とは実際の出願日である(青本)。 ・期間経過後であっても、補正命令(実2条の2第4項、実6条の2)を受けた場合は補正可能である(青本)。 ・PCT19、PCT34条補正は、政令で定める期間経過後でも補正できる(実48条の8第1項)。 ・実案では外国語書面出願がないので、誤訳訂正は認められていない。但し、国際出願の範囲からの補正が認められている(実48条の8第3項)。 ・出願公開の請求により出願公開された特許を変更出願した場合でも、変更出願後に要約を補正し得る。 施行1条「実用新案法(以下「法」という。)第二条の二第一項 ただし書の政令で定める期間は、一月とする。」</p>	<p>第六十条の三 意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。</p>	<p>・補正却下不服審判中は補正できない。補正前と後のどちらを基準としてよいか不明となり、補正却下の是非を争っているのに補正を認めることは審判を蔑ろにしてしまうからである。なお、審理終結通知後、審決が確定し審査に係属すれば補正できる。 ・写真、図面、見本、ひな形、相互間の補正であっても同一性が確保出来れば要旨変更にはならない。 ・審判請求から審決の間まで補正でき、査定・審決送達前までは補正できる。つまり、拒絶査定不服審判又はその再審の審決送達前までは補正できる。一方、登録査定後に補正する機会はなく、無効審判中は補正できない。登録後の事情であるからである。 ・登録査定は送達により確定するので査定・審決送達後は補正できない。特許も同様である。なお、商標法では、登録料の納付と同時に区分の数を減らす補正ができるので、登録査定後も補正できる。 ・拒絶査定後審判請求前の期間は、審査又は審判に係属している期間に該当しない。よって、この期間に分割はできない。なお、拒絶査定不服審判は、審理終結通知後、審決まで補正できる。 ・願書及び図面等を総合的に判断して、部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「部分意匠」の欄を追加する補正は、要旨を変更するものではない。また、図面等を総合的に判断して、全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「部分意匠」の欄を削除する補正は、要旨を変更するものではない。また、図面等を総合的に判断して、部分意匠であることが明確であれば、部分に当然に導き出すことができるときに、部分を特定する方法に関する記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。また、願書に「部分意匠」の欄がなく、図面等を総合的に判断して、全体意匠であることを当然に導き出すことができるときに、部分を特定する方法に関する記載を願書から削除する補正は、要旨を変更するものではない。</p>	<p>第六十八条の四十一 商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続をした者は、事件が審査、登録異議の申し立てについての審理、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。</p>	<p>・補正の定期的制限を規定している。内容的(客体的)制限については、商9条の4(指定商品等又は商標登録を受けようとする商標の補正と要旨変更)、商16条の2(補正の却下)で規定している。 ・一度削除した商品役務を追加する補正、標準文字である旨を削除する補正、文字商標の書体を変更する補正、商品の色彩の変更、は原則として要旨変更となる。 ・商標の一部に付記的に記載された文字を削除する補正、指定商品を減縮する補正、願書に記載された商品役務の区分に属さない指定商品役務を正しく(変更する補正、は要旨変更とはならない)。 ・「事件が審査、登録異議の申し立てについての審理、審判又は再審に係属している場合に限り」とは、査定・決定・審決までとの意味である。 ・商標法特有の規定として、異議申立の審理に継続している場合が規定されている。なお、異議申立の審理に係属している場合は、登録後の場合なので、願書についての補正を意味していない。異議申立人がその手続の補正ができることを規定している。 ・出願人又は代理人が直接出頭してその出願について補正しようとするときは、軽微な瑕疵に限り認められる。 ・拒絶審決に対する訴えが裁判所に係属している期間は、分割できるが補正できない。商68条の40の趣旨に反することになるからである。また、出願人は新たな分割出願をすれば全体が拒絶されるといふ不利益を免れることができるので、もとの出願について削除補正の効果の遡及効を認めなくとも、出願人の利益が害されることはないからである(最高裁H16(行ヒ)4号)。</p>
<p>2 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人は、前項本文の規定にかかわらず、同条第一項の外国語書面及び外国語要約書について補正をすることができる。</p>	<p>・外国語書面は出願日における発明の内容を記載した書面としての位置づけを有し、その記載内容の変更は不適当だからである。また、翻訳文を補正することが可能だからである(青本)。</p>	<p>2 前項本文の規定により明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p>	<p>・日本語実用新案登録出願の場合、国内書面を提出し手数料及び登録料を納付した後に補正できる。外国語実用新案登録出願の場合、さらに翻訳文を提出した後に補正できる。つまり、特184条の12と異なり国内処理基準時を経過する前であっても補正できる。 特184の12第1項「日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第十七条第一項本文の規定にかかわらず、手続の補正(第百八十四条の七第二項及び第百八十四条の八第二項に規定する補正を除く。)をすることができない。」</p>	<p>・物理的に分離した二以上の部分を包含して、一意匠と取り扱うことのできない部分意匠の意匠登録出願を分割する際に、もとの部分意匠の意匠登録出願の願書に添付した図面等に表されていた当該「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。 ・意匠の属する分野における通常の知識に基づけば、当然に不備のない記載を直接的に導き出すことができるとき、記載不備が、意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分と認められるとき、は要旨を変更する補正ではない。 ・その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な意匠の内容を、意匠の要旨という。 ・図面等からその意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとす補正、は図面等の要旨を変更するものと認める。</p>	<p>2 商標登録出願をした者は、前項の規定にかかわらず、第四十条第一項又は第四十一条の二第一項の規定による登録料の納付と同時に、商標登録出願に係る区分の数を減らす補正をすることができる。</p>	<p>・出願時には使用意思があつたにも関わらず、使用意思を失い権利化必要性がなくなった場合に、自己の使用する商標のみに商標登録を受ける機会を与えると共に、第三者に商標選択の余地を増やすためである。 ・指定商品を削除する補正はできない。 ・商標法においては、登録査定後に補正できる場合がある。但し、設定登録のための登録料の納付、分割納付の前半分の納付と同時にする場合に限られる。</p>	

<p>3 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。</p>	<p>・審査官は方式違反に対して補正命令を出せない。なお、方式違反を理由とする補正命令ができるのは長官と審判長(特133条2項)のみである。 ・前置審査時には、合議体が構成されていないので、審判請求書の補正を命ずる主体は特許庁長官である。 ・手続き能力又は代理権の範囲違反、方式違反、手数料未納は、長官の補正命令がでる。</p>	<p>3 第一項の規定にかかわらず、第十四条の第二項の訂正に係る訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面については、その補正をすることができない。</p>	<p>・訂正した明細書の補正を認めると際限なく訂正を行えることとなるためである。但し、補正命令(実14条の3)を受けた場合は、訂正した明細書の補正が可能である(青本)。なお、特許法では、審理終結通知がある前であれば、訂正した明細書等を補正できる(特17条の4)。 実14条の2第1項「実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を一回に限りすることができる。 一 第十三条第三項の規定による最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があつた日から二月を経過したとき。 二 実用新案登録無効審判について、第三十九条第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。」</p>	<p>・要旨変更の具体的基準： 図面：各図不一致の訂正、図法の訂正、陰影等の意匠構成要素以外のものを訂正等、誤記の訂正の範囲に入る場合は、原則として要旨変更ではない。新たな図面を補充する場合は、新たに表現提示された所が出願当初に開示されるものに基づいて、当業者が当然に推定想到するであろう範囲のものである時は、要旨変更にはならず、当然に推定想到する範囲を超える時は、要旨変更になる。模様や色彩を限定した意匠を、それらを限定しない意匠に変更することは原則として要旨変更該当すると解する。 意匠に係る物品の記載：原則として、意匠に係る物品が実質的に異なることとなる場合は要旨変更であり、表現上の相違であって実質的に物品そのものの変更とはならない場合は、要旨変更とはならない。例外的に、意匠に係る物品を実質的に変える場合であっても、他の記載からみて明らかに誤記の訂正と言える補正は要旨変更とはならない。 意匠の説明の記載：要旨変更か否かは、図面の記載と一体的に解して意匠の本質に影響を与えるか否かで判断する。 意匠に係る物品の説明の記載：当初何等の記載もなく、後に説明を追加した場合は、図面等から推測して常識として納得できる範囲内であれば、要旨変更とはならない。一方、一旦何等かの記載があり、それを補正する場合には、その記載から類推でき且つ図面等からも推測して常識として納得できる範囲内でなければ要旨変更となる。</p>
<p>一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。</p>	<p>・特14条(複数当事者の相互代表)違反は補正命令の対象とはならない。 ・特7条4項(被保佐人又は法定代理人が、相手方が請求した審判又は再審について手続をすときは、保佐人若しくは後見監督人の同意が不要となる。)は不準用である。 特9条(代理権の範囲)</p>	<p>4 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。</p>	<p>・補正が不合法である場合の取扱い： 登録査定謄本送達前に要旨変更と認定された場合は、その補正は却下される(意17条の2第1項)。出願人はこの却下に不服がある場合には、補正却下不服審判を請求でき(意47条)、不服がなく補正後の意匠について登録を望む場合には、新出願をすることができ、出願時が補正書提出時まで遡及する利益を受けることができる(意17条の3)。また、登録後に要旨変更と認定された場合は、出願時が手続補正書提出時に繰り下がる(意9条の2)。第三者に不利益とならないようにするためである。 補正可能な時期を途過した補正は、弁明書提出機会を与えられた後(準特18条の2第2項)、却下処分となる(同1項)。</p>	
<p>二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。</p>	<p>・拒絶理由とはならないが補正命令の対象となる。 ・前置審査の場合、審判請求書が特131条(審判請求の方式)の規定に違反している時は、特許庁長官が補正を命じる。 ・特36条(特許出願の方式)、書面は日本語をもって記載すべき旨の規定(施規2条1項)、又は、副本を提出すべき旨の規定(施規4条)違反の場合は補正命令がでる(青本)。</p>	<p>一 手続が第二条の第五項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二十一号)第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。</p>	<p>・特7条4項(被保佐人又は法定代理人が、相手方が請求した審判又は再審について手続をすときは、前二項の規定は、適用しない。)は、不準用である。 特7条1項(未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。) 同2項(被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければならない。) 同3項(法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。) 特9条(日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有する者であつて手続をするもの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更をすることができない。)</p>	<p>・部分意匠の意匠の要旨とは、部分意匠を認定するための各要素(部分意匠の意匠に係る物品、意匠登録を受けようとする部分)の用途及び機能、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲、「意匠登録を受けようとする部分」の形態)から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。 「一意匠と取り扱うことのできない部分意匠を、分割を伴わずに、「意匠登録を受けようとする部分」以外のすべての部分を「その他の部分」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。 ・部分の形態、位置、大きさ、範囲を、当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正は、要旨を変更するものである。また、形態、位置、大きさ、範囲が不明であるときに、それらを明確なものとする補正は、要旨を変更するものである。</p>

<p>三 手続について第九十五条第一項から第三項までの規定により納付すべき手数料を納付しないとき。</p>	<p>特195条(手数料納付に関する規定)</p>	<p>二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。</p>		
<p>4 手続の補正(手数料の納付を除く。)をするには、次条第二項に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。</p>		<p>三 手続について第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料を納付しないとき。</p>	<p>・登録料を納付しない場合は、補正命令が出される。 実32条(登録料の納付期限)</p>	<p>・「その他の部分」の一部を実線にすることによって、あるいは「その他の部分」の輪郭形状を変更することによって、「意匠登録を受けようとする部分」の形態、位置、大きさ、範囲を、当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。また、部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、全体意匠の意匠登録出願に変更する補正は、要旨を変更するものである。</p> <p>・「意匠に係る物品」の欄に別表第2に掲げる組物が記載されておらず、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が記載されているときに、「意匠に係る物品」の欄に別表第2に掲げる組物の一に訂正する補正は、要旨を変更するものである。ただし、「一組(一揃え)のセット(ユニット)」、「一組(一揃え)の」、「セット(ユニット)」などのような記載を、当該導き出すことができた組物の一に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。</p>
	<p>四 手続について第五十四条第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。</p>	<p>実54条1項(次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。) 同2項(別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。)</p>	<p>・「意匠に係る物品」の欄に別表第2に掲げる組物の一が記載されているが、図面等に一の意匠しか記載されていないとき、「意匠に係る物品」の欄の記載を、当該一の意匠に係る物品が属する別表第一の下段に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。</p> <p>・構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは削除する補正は、要旨を変更するものである。 ・図面等を総合的に判断して、構成物品の形態を当然に導き出すことができるときに、構成物品ごとの形態を表した図面を願書に添付した図面等に補充する補正は、要旨を変更するものではない。</p>	
	<p>5 手続の補正(登録料及び手数料の納付を除く。)をするには、手続補正書を提出しなければならない。</p>	<p>(補正命令) 第六条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。</p> <p>一 その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。</p> <p>二 その実用新案登録出願に係る考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。</p>	<p>・登録主義を採用しているため、登録を受けるに足る基礎的要件を満たす必要があるからである。なお、基礎的要件の判断は方式審査に準ずると考えられるため、また、手続が煩雑となることを防止するため、審査官ではなく特許庁長官による補正命令の対象とされる。さらに、補正命令に応じない場合は、出願却下処分(実2条の3)の対象となる(青本)。 ・無審査なので、新規事項の追加は補正命令の対象とはならない。 ・他の請求項を引用して記載した請求項が引用される請求項よりも前に記載されている場合は、補正命令の対象となる。</p> <p>・例えば、方法の考案である場合が該当する(青本)。</p> <p>・実4条(公序良俗に反する考案は、実用新案登録を受けられない。)</p>	

	<p>三 その実用新案登録出願が第五条第六項第四号又は前条に規定する要件を満たしていないとき。</p>	<p>・請求項毎に発明特定事項が記載されていない場合(実5条5項)、実用新案登録を受けようとする考案が考案の詳細な説明に記載したものでない場合(実5条6項1号)、実用新案登録を受けようとする考案が明確でない場合(実5条6項2号)、請求項ごとの記載が簡潔でない場合(実5条6項3号)は、補正命令の対象とはならない。 ・実5条6項(第2項の実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。) ・同4号(その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。) ・実6条(考案の単一性の要件)</p>
	<p>四 その実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。</p>	<p>・実用新案登録請求の範囲に技術的事項が記載されていない場合は、補正命令の対象となる。例えば、実用新案登録請求の範囲に「関東全域」と記載されているような場合である(青本)。 ・請求項に販売地域、販売先等の技術的事項でない事項のみが記載されている場合、請求項に考案の目的、作用、効果のみが記載されている場合は、本号(必要な事項が記載されていない)に該当する。 ・請求項の記載内容が技術的に理解できない場合、請求項の記載が詳細な説明又は図面の記載で代用されている場合、2以上の考案が1の請求項に記載されている場合、図面の添付がない場合は、本号(記載が著しく不明確)に該当する。</p>
<p>(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)</p> <p>第十七条之二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。</p>		<p>・初めから完全な内容の書類を提出することが望ましいが、完全な書面の作成を出願人に要求することは酷だからである。また、明細書等を補正して拒絶の理由を解消する機会を与えることにより発明を適切に保護するためである。 ・外国語書面出願の場合、翻訳文提出前は補正できない。 ・再審において拒絶理由が通知されることがあるので、再審において補正できる場合がある。 特50条(拒絶理由の通知)</p>
<p>一 第五十条(第百五十九条第二項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。))及び第百六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による通知(以下この条において「拒絶理由通知」という。)を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。</p>		<p>・再審時又は審判時に最初の拒絶理由通知を受けた際は拡大補正が可能である。但し、いわゆるソフト補正は禁止されている。 特159条2項(拒絶査定不服審判時に別の拒絶理由を発見した場合) 特174条1項(拒絶査定不服審判の再審での準用) 特163条2項(前置審査時に別の拒絶理由を発見した場合)</p>
<p>二 拒絶理由通知を受けた後第四十八条の七の規定による通知を受けた場合において、同条の規定により指定された期間内にするとき。</p>		<p>特48条の7(文献公知発明に係る情報についての通知)</p>

<p>三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。</p>	<p>最後の拒絶理由とは最初の拒絶理由の際にした補正により新たに生じた拒絶理由のみを通知するものをいう(青本)。</p>
<p>四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき。</p>	<p>左条文の下線部は平成20年法改正で改正された箇所である。 ・拒絶査定不服審判請求後の補正であっても最初の拒絶理由通知の際の補正であれば請求の範囲を拡張する補正が可能である。但し、いわゆるソフト補正は禁止されている。 ・補正内容を十分に検討した上で審判請求が行われるようにするため、及び、第三者の監視負担が過度とならないようにするために(H20年改正本)、審判請求と同時にのみ補正可能とした(特17条の2第11項第4号)。なお、審判請求書の「請求め理由」欄の記載は、審判請求後にも補正できる。 ・審判請求と同日であっても、審判請求と同時になければ補正できない。</p>
<p>2 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。</p>	<p>理由の記載が求められるのは、外国語書面の記載に基づき補正された事実が明確となり、第三者が外国語書面に基づく誤訳訂正であるか否かを判断する際の負担が軽減され、審査における外国語書面のチェック負担が軽減されるからである(青本)。 ・誤訳訂正書による場合は手数料が必要である(特195条)。 ・誤訳訂正書により補正する場合、未提出であった翻訳文を追加する補正が可能である。 ・外国語特許出願の出願人も補正可能である。 ・要約書の翻訳文を誤訳訂正する場合は、誤訳訂正書を提出する必要はない。 ・誤訳訂正書によらない補正が翻訳文の範囲外(翻訳文新規事項)である場合は、拒絶及び補正却下の対象となる。しかし、このような瑕疵は手続をすべき書面の選択を誤ったにすぎない形式的瑕疵と考えられ、外国語書面の範囲内であるにもかかわらず、無効理由とすることは、出願人にとって酷と考えられる。このため、翻訳文新規事項違反は、無効理由とはされていない(審査基準)。 ・誤訳訂正書による補正が外国語書面の範囲外である場合は、拒絶または無効理由となる。 特184条の12第1項(日本語特許出願については手続をし納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については手続をし納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、手続の補正をすることができない。)同2項(外国語特許出願について補正ができる範囲については、外国語特許出願においては国際特許出願の翻訳文、とする。)同3項(国際特許出願の出願人は、優先日から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。)</p>

<p>3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)、<u>第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。</u>)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p>	<p>左条文の下線部は平成20年法改正で改正された箇所である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の国際的調和、迅速な権利付与、及び、第三者の監視負担の軽減のためである(青本)。 ・補正により、翻訳文の範囲内であるが外国語書面の範囲外となった場合は却下されず、拒絶理由となる。 ・意匠や商標の補正の場合は、一度削除したものを復活させることができない。つまり、最初の明細書等の範囲で補正できるわけではない。 ・「当初明細書等に記載した事項」とは、「当初明細書等に明示的に記載された事項」だけではなく、明示的な記載がなくても、「当初明細書等の記載から自明な事項」も含む。また、補正された事項が、「当初明細書等の記載から自明な事項」といえるためには、当初明細書等に記載がなくても、これに接した当業者であれば、出願時の技術常識に照らして、その意味であることが明らかであつて、その事項がそこに記載されているのと同然であると理解する事項でなければならない(審査基準)。
--	---

<p>4 前項に規定するもののほか、第一項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第三十七条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。</p>	<p>・拒絶理由通知には、審査の段階で通知されたものだけでなく、前置審査、拒絶査定不服審判及び再審において通知されたものも含まれる(青本)。 ・従来は拒絶理由通知後に技術的特徴の異なる別発明に変更することが可能となっていた。しかし、技術的特徴の異なる別発明に補正して二件分の審査結果を得られるとすると、発明の単一性の要件の趣旨が没却される。また、国際調和の観点からこのような補正を禁止する必要もあった。そこで、拒絶理由通知において審査官による判断が示された発明と、補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、単一性の要件を満たす一群の発明となる要件を課した。 ・判断が示された発明とは、新規性・進歩性等の特許要件についての判断が示されなかった発明を除くとの趣旨である。例えば、単一性の要件を満たしていないために、一部の請求項に係る発明について新規性・進歩性等の特許要件の判断が示されなかった場合、これらの発明は含まれない。 ・例えば、請求項1が特別な技術的特徴を有し、請求項2は当該特別な技術的特徴を有していないために、請求項1のみが審査対象とされ、一回目の拒絶理由通知において進歩性欠如とともに単一性の要件違反が通知された場合に、補正で補正前の請求項1を削除し、補正前の請求項2を補正後の請求項1に繰り上げると、補正後の請求項1は、補正前に特許要件が審査された請求項1と単一性の要件を満たさない。従って、補正後の請求項1は審査対象とされず、二回目の拒絶理由通知(最後の拒絶理由通知)において特17条の2第4項の要件違反が通知される(審査基準)。 ・本項違反は拒絶理由、又は、最後の拒絶理由通知後は補正却下となる。但し、補正により発明が大きく変更された場合であっても、発明に実質的な瑕疵があるものではなく、特許されたとしても直接的に第三者の利益を著しく害することはないので、無効の理由とはならない。 ・特許要件について審査が行われた発明であっても、補正前の特許請求の範囲の最初に記載された発明との間で同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しない発明への補正は、不適法となる。例えば、補正前に請求項1がA、請求項2がB、請求項3がA+Bであった時に、請求項1をA+C又は請求項3をA+B+Eとする補正は適法であるが、請求項2をB+Dとする補正は不適法となる(審査基準)。</p>
<p>5 前二項に規定するもののほか、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第五十条の二の規定による通知を受けた場合に限る。)において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p>	<p>・制度の国際的調和、迅速な権利付与、及び、出願の公平な取り扱いのためである。 ・従来、権利化時期の先延ばしや、別の審査官による異なる判断を期待して、同じ発明を繰り返し分割出願するような分割出願制度の濫用が行われていた。そこで、分割出願の審査において、もとの特許出願等の審査において通知済みの拒絶理由がそのまま適用される場合には、一回目の拒絶理由通知であっても最後の拒絶理由通知が通知された場合と同様の補正制限を課すこととした。 ・特17条の2第1項2号(拒絶理由通知を受けた後に、文献公知発明に係る情報についての通知(特48条の7)を受けた場合にする補正)に関しては、本項の補正制限がない。 ・特50条の2(既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)</p>

一 第三十六条第五項に規定する請求項の削除	・形式的に請求項が増加しても、実質的に請求項の削除である場合(従属項を独立項にする等)は補正が認められる。
二 特許請求の範囲の減縮(第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。)	・産業上の利用分野が同一とは、技術分野が一致する場合や密接に関連する場合が含まれる。解決しようとする課題が同一とは、課題が完全一致する場合や課題をより概念的に下位にした場合、課題が同種である場合が含まれる(青本)。 ・特許請求の範囲の減縮は、発明特定事項の限定、独立特許性(特17条の2第6項)、新規事項の追加、課題同一を要する。
三 誤記の訂正	・特許請求の範囲に影響を与えなければ、例外的に誤記訂正も可能である。
四 明りようでない記載の釈明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)	・明りようでない記載の釈明を無制限に認めると、迅速な審査の妨げとなるので、拒絶理由に示す事項についてするものに限られている(青本)。 ・特126条(訂正審判)1項3号では単に「明りようでない記載の釈明」と規定している。
6 第二百二十六条第五項の規定は、前項第二号の場合に準用する。	・独立特許要件を満たすとは、拒絶理由(特49条)がないことをいう。 ・特126条(訂正審判)の場合は、減縮補正の他に誤記訂正の場合でも独立特許要件が求められる。 ・特126条5項(訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものではない。)
(要約書の補正)	

<p>第十七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)第四条(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日、第三十六条の二第二項本文及び第六十四条第一項において同じ。)から一年三月以内(出願公開の請求があつた後を除く。)に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。</p>	<p>・出願日から1年3月以内に限り、要約書を補正できる旨が規定されている。 ・出願公開の請求があつた出願は出願公開の準備に入るため、該請求の後は、出願日から1年3月以内であっても、要約書の補正を認めない(青本)。 ・いわゆる優先日を基準とした期間の算定方式は、出願公開の基準日(特64条1項)、外国語書面出願の翻訳文提出期間(特36条の2第2項)で採用されており、本条にてその定義を行っている(青本)。 ・要約書の補正には新規事項を追加可能である。 ・出願日から1年3月以内であっても、出願公開後に要約書を補正できる機会はない。 特41条(特許出願等に基づく優先権主張) 特43条(パリ条約による優先権主張の手續) 特43条の2(パリ条約の例による優先権主張) 特64条(出願公開)</p>
<p>(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)</p>	

<p>第十七条の四 特許無効審判の被請求人は、第百三十四条第一項若しくは第二項、第百三十四条の第三項若しくは第二項又は第百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、第百三十四条の二第一項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。</p>	<p>・ 答弁書提出期間(特134条1項2項)、訂正についての拒絶理由通知に対する応答期間(特134条の2第3項)、審決取消判決確定による審理再開時の訂正の請求が可能な期間(特134条の3第1項2項)、職権審理の結果通知に対する応答期間(特153条2項)内に、補正ができる旨が規定されている。補正により無効審判の審理対象が頻繁に変わると、迅速且つ効率的な審理の妨げになるからである(青本)。 ・ 本条で規定されている特134条1項2項、特134条の3第1項2項、特153条2項は、訂正の請求が可能な期間でもある(特134条の2第1項)。つまり、訂正の請求が可能な期間以外は、訂正の請求を認めない旨の職権審理の結果の通知に対する応答期間(特134条の2第3項)に限り補正が認められる。 特134条1項(無効審判請求に基づく答弁書提出期間) 同2項(無効審判請求書の補正に基づく答弁書提出期間) 特134条の2第3項(訂正請求を認めない旨の職権審理の結果通知後の意見申立期間) 特134条の3第1項(無効審判請求の理由がない旨の審決が判決により取り消された場合の、取消判決確定後の審理再開に基づく訂正請求期間) 同2項(無効審決不服訴訟提起後の訂正審判請求を理由として決定により取り消された場合の、取消決定確定後の審理再開に基づく訂正請求期間) 特153条2項(職権審理の結果通知後の意見申立期間)</p>
<p>2 訂正審判の請求人は、第百五十六条第一項の規定による通知がある前(同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前)に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。</p>	<p>・ 訂正審判の訂正明細書などは、審理終結通知前に限り補正できる旨が規定されている。 ・ 審理終結通知後であっても審理が再開された場合は、再開された審理の審理終結通知前に補正できる。 特156条1項(審判長は、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。)</p>
<p>(手続の却下)</p>	<p>(手続の却下)</p>

<p>第十八条 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第百八条第一項に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を却下することができる。</p>	<p>・ 補正命令に従わない場合、期間内に特許料を納付しない場合は、長官が手続(出願)を却下できる。なお、特許権の設定の登録は、各年分の特許料の納付、納付の免除、納付の猶予があった場合になされる。 ・ 指定期間経過の翌日に補正がなされた場合等に、裁量により手続きを続行することも可能である。 ・ 特17条3項(特許庁長官は、手続が手続能力又は代理権の制限の規定に違反しているとき(同1号)、手続が特許法又は特許法に基づく命令で定める方式に違反しているとき(同2号)、又は、(手続)について納付すべき手数料を納付しないとき(同3号)に、相当の期間を指定して、手続補正を命令できる。) ・ 特108条1項(第一年から第三年までの各年分の特許料は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。)</p>	<p>第二条の三 特許庁長官は、前条第四項、第六条の二又は第十四条の三の規定により手続の補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる。</p>	<p>・ 特許庁長官による出願却下処分については、行服法による異議申立ができ、認められない場合は行訴法による取消訴訟ができる(実48条の2、特184条の2)(青本 実6条の2)。 ・ 実2条の2第4項(特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。) ・ 実6条の2第1項(特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。) ・ 実14条の3第1項(特許庁長官は、訂正書の提出があつた場合において、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。)</p>
<p>2 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により第百九十五条第三項の規定による手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が第十七条第三項の規定により指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を却下することができる。</p>	<p>・ 第三者による出願審査請求をした場合において、補正により請求項が増えた場合の追加の出願審査請求料の不納は、審査請求手続の却下ではなく出願却下となる。 ・ 特195条3項(特許出願人でない者が出願審査の請求をした後に、補正により請求項の数が増加したときは、増加した請求項について納付すべき出願審査の請求料は、特許出願人が納付しなければならない。)</p>		
<p>(不適法な手続の却下)</p>			

<p>第十八条之二 特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本条により却下処分された出願は優先権を生じさせる正規な国内出願とはならない。 ・裁量規定ではない。 ・不適法な出願であつて補正できないものは、弁明書の提出機会を与えた後に却下される。 ・却下の決定は文書をもって行い、理由を付さなければならぬ。 ・願書及び添付書類が次に該当するときは、出願却下される(方式便覧)。 いづれの種類の出願が不明な出願したとき 出願人の識別番号及び氏名(名称)のいずれも記載されていない書面で出願したとき 日本語で書かれていない書面で出願したとき(外国語書面出願を除く) 在外者(日本国内に住所(居所)を有する者との共同出願を含む)が、日本国内の代理人によらないうて出願したとき 原出願の出願人以外が、分割・変更に係る出願をしたとき 分割・変更に係る出願を、原出願の出願人全員で行っていないとき 出願できる期間外に出願したとき 明細書及び特許請求の範囲を添付しないで特許出願したとき 英語以外の外国語で外国語書面出願したとき 設定登録されていない実用新案登録出願又は実用新案権が消滅した実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき 実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされていない又は当該申請が却下になった実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき 特許番号の記載がない書面で特許権の延長登録出願をしたとき 政令で定める処分の内容の記載がない書面で特許権の延長登録出願をしたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・実2条の5第2項で準用する特18条の2第1項による出願却下(方式便覧)： 明細書及び実用新案登録請求の範囲を添付しないで実用新案登録出願したとき。 ・実2条の5第2項で準用する特18条の2第1項による願書以外の出願書類の却下(方式便覧)： 補正を命じた場合において、指定期間経過後に明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正したとき 実用新案登録の無効審決確定後に(後発無効に該当する場合を除く)、実用新案技術評価の請求がなされたとき 実用新案登録に基づく特許出願がされた後に、基礎とされた実用新案登録に実用新案技術評価の請求がなされたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・意68条2項で準用する特18条の2第1項による出願却下(方式便覧)： 原出願の出願人以外が補正却下後の新出願をしたとき 補正却下後の新出願を原出願の出願人全員で行っていないとき 図面を添付しないで意匠登録出願をしたとき(写真、ひな形又は見本を提出するときを除く) ・意匠に係る物品を記載しない書面で意匠登録出願したとき ・意68条2項で準用する特18条の2第1項による願書以外の出願書類の却下(方式便覧)： ひな形又は見本を提出した日が、意匠登録出願を電子情報処理組織を使用して提出した日と同日でないとき 意匠登録出願と同時に又は設定登録料納付と同時に意匠を秘密にする請求をしたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・商77条2項で準用する特18条の2第1項による出願却下(方式便覧)： 原出願の出願人以外が、補正却下後の新出願をしたとき 補正却下後の新出願を原出願の出願人全員で行っていないとき 商標権の更新登録期間外に申請をしたとき 一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く)若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く)又はこれらに相当する外国の法人以外の者が団体商標登録出願をしたとき 組合等以外の者が地域団体商標登録出願したとき 防護標章登録の登録番号を記載しないで防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願をしたとき 商標登録番号を記載しないで重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録出願をしたとき ・商77条2項で準用する特18条の2第1項による願書以外の出願書類の却下(方式便覧)： 団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く)若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く)又はこれらに相当する外国の法人以外の者であるとき 地域団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、組合等以外の者であるとき
	<ul style="list-style-type: none"> ・願書以外の出願書類が次に該当する場合、却下される(方式便覧)。 提出の趣旨の不明な書類等で手続したとき 手続する者の識別番号及び氏名(名称)のいずれも記載されていない書面(刊行物等提出書を除く。)で手続したとき 届出された代表者以外が手続したとき(手続の効果本人にのみ及び手続を除く) 出願人以外が手続したとき 査定謄本送達後又は出願却下の謄本送達後に、意見書等を提出したとき 不適法な手続として却下された出願について、又は出願が放棄・取下・却下・拒絶査定確定若しくは設定登録がされた後に手続したとき(設定登録後の代理人選任等の届出、実用新案技術評価請求、受託番号変更の届出又は秘密意匠期間変更請求書を除く) 手続却下及び出願却下の謄本の送達後(同日を含む)に手続補正書等を提出したとき 外国語書面出願又は外国語特許出願でない出願(該出願をもとにした日本語による分割出願を含む)に誤訳訂正書を提出したとき 一の手続で足りる手続(外国語書面出願の翻訳文の提出、出願審査請求等)が重ねて行われたとき 法定・指定期間の延長請求をした場合に、期間の延長が法律上許されない又は期間満了後に延長請求をしたとき 明細書及び請求の範囲の翻訳文を国内書面提出期間(翻訳文提出特例期間)経過後に提出したとき 			

手続が以下に該当するとき

- イ. 手続補正書(誤訳訂正書、手続補完書を含む)に補正内容の記載がないとき(削除を除く)若しくは添付すべき書面が添付されていないとき(物件の提出をその内容とする場合に限る)
- ロ. 意見書に意見の内容の記載がないとき
- ハ. 翻訳文提出書に翻訳文が添付されていないとき
- ニ. 物件の提出を目的とする手続(優先権証明書提出書等)に物件が添付されていないとき
- ホ. 代表者選定届に何人が代表者となったかの記載がないとき
- ヘ. 出願人名義変更届出書に承継人の識別番号及び氏名(名称)のいずれも記載がないとき
- ト. 特許を受ける権利の帰属の訴訟係属中であることを特許庁が知り得た後にされた出願人名義変更手続であって、手続に係る者(出願人名義変更届の譲渡人等)が判決又はこれと同一の効力を有する和解調書等により正当な出願人でないことが判明したとき
- チ. 代理人受任の届出書に受任した代理人の識別番号及び氏名(名称)のいずれも記載がないとき
- リ. 代理人選任(代理人変更、代理権変更、代理権消滅)の届出書に選任した代理人の識別番号及び氏名(名称)のいずれも記載がないとき
- ヌ. 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき
- ル. 特徴記載書に意匠の特徴の記載がないとき
- ヲ. 手続補足書に補足の内容の記載がないとき、又は添付すべき書面が添付されていないとき(物件の提出をその内容とする場合に限る)
- ワ. 受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき
- カ. 延長登録出願の書面に出願をしようとする者の氏名(名称)、特許番号又は政令で定める処分の記載がないとき

手数料の補正をする場合に、次に該当するとき

イ. 予納を利用する場合

ア. 予納台帳番号が記載されていないとき

イ. 手続をする者が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者でないとき

ウ. 予納台帳の残高不足により、見込額から手数料の納付に充てることが全(できないとき

ロ. 特許印紙により納付する場合

特許印紙を全(貼付しないで手続したとき

ハ. 現金(電子現金)により納付する場合

納付の事実が存在しない又は使用済み若しくは返還済みのとき

ニ. 口座振替により納付する場合

ア. 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき

イ. 手続をする者(代理人)が手続補正書に記載した振替番号を付与された者でないとき

ウ. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき

共同で行わなければならない手続を、出願人全員で行っていないとき

出願公開の請求をする場合に、次に該当するとき

イ. 出願公開請求書の提出前に、出願公開されているとき

ロ. バリ条約による優先権等の主張を伴う出願でその証明書が提出されていないとき

ハ. 外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていないとき

出願審査請求手数料の返還請求をする場合において、次に該当するとき

イ. 出願が放棄又は取下された日から6月経過後に返還請求したとき

ロ. 出願審査請求手数料の納付に係る手続した者以外の者が返還請求したとき

ハ. 出願審査請求手数料を完納していない事件について返還請求したとき

ニ. 審査の通知等に係る書類の到達後に出願が放棄又は取下された事件について返還請求したとき

願書以外の出願書類について、次に該当するとき

イ. 日本語で書かれていない書面で手続したとき(外国語書面出願を除く)

ロ. 在外者(共同出願を含む)が、日本国内の代理人によらないで手続したとき

ハ. 手続できる期間外に手続したとき

<p>2. 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出する機会を与えなければならない。</p>	<p>・審判請求書以外の中間書類が次に掲げる事項に該当する場合には、当該手続を却下する。 提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき 手続をする者の識別番号及び氏名(名称)のいずれも記載されていない書面をもって手続をしたとき 代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき(手続の効果が本人にのみ及び手続を除く) 手続をする者が請求書等に記載されたものと相違するとき(代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかなる場合を除く) 審決又は請求書の却下の決定の謄本の送達後に意見書、答弁書等の書類を提出したとき 審判請求が取り下げられた後に手続をしたとき、又は審決及び請求書の却下の決定が確定した後に手続をしたとき(審決が確定した後の商68条の40第2項の規定の設定登録料の納付と同時の商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正は除く) 法定若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間満了後に延長を請求したとき 手続が以下に該当するとき イ. 手続補正書に補正すべき内容の記載がないとき(補正方法が削除のときを除く)若しくは添付すべき書面が添付されていないとき ロ. 物件提出書に物件が添付されていないとき、 ハ. 代表者選定届に何人が代表者となったのかの記載がないとき ニ. 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名(名称)のいずれも記載がないとき ホ. 代理人受任届に受任した代理人の識別番号及び氏名(名称)のいずれも記載がないとき ヘ. 代理人選任(代理人変更、代理権変更、代理権消滅)届に選任した代理人の識別番号及び氏名(名称)のいずれも記載がないとき ト. 手続補正書に補正の内容の記載がないとき又は添付すべき書面が添付されていないとき(物件の提出をその内容とする場合に限る)</p>
---	--

チ. 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき
リ. 特徴記載書に意匠の特徴の記載がないとき
ヌ. 受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき
日本語で書かれていない書面によって手続をしたとき
在外者(在外者と日本国内に住所(居所)を有する者が共同して手続をしたときを含む)が日本国内に住所(居所)を有する代理人によらないで手続をしたとき
手数料のみの補正をする場合において、次に該当するとき
イ. 予納を利用する場合
a. 予納台帳番号が記載されていないとき
b. 手続をする者(代理人があるときはその代理人)が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納者(特例法施行規則41条の規定による代理人届が提出された者を含む)でないとき
c. 予納台帳の残高が不足することにより、見込額から手数料の納付に充てることが全くないとき
ロ. 特許印紙により納付する場合
特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき
ハ. 現金により納付する場合
納付の事実が存在しないとき又は使用(返還)済みのとき
ニ. 口座振替により納付する場合
a. 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき
b. 手続をする者(代理人があるときはその代理人)が手続補正書に記載した振替番号を付与された者(特例法施行規則41条の規定による代理人届が提出された者を含む)でないとき
c. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき
手続をすることができる期間が特許法、実用新案法、意匠法又は商標法により定められている場合において、その期間外に手続をしたとき
査定系審判(訂正審判を含む)事件において、参加申請書の提出があったとき
共同で行われなければならない手続において、請求人(出願人)全員で行ってないとき(代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く)

(願書等の提出の効力発生時期)

<p>第十九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件があつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号、以下この条において「信書便法」という。)(第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。))の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第二条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。)に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物(以下この条において「信書便物」という。))の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。</p>	<p>左条文の下線部は平成19年4月1日以降に改正された箇所である。 願書、期間が指定された書類が郵便又は信書便により提出された場合、郵便物の受領証により証明した日時に、又は郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時に、若しくは日のみが明瞭ときはその表示された日の午後十二時に、特許庁に到達したとみなされる旨が記載されている。 願書には、特許出願の願書と、延長登録出願の願書とがある。 取下書、判定請求書などは到達主義である。 H19年郵便法改正により、小包(ゆうパック等)で特許庁宛に提出された場合は、特許庁に到着した日が書類等の提出日となる。</p>
<p>(手続の効力の承継)</p> <p>第二十条 特許権その他特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。</p>	<p>無効審判請求人の地位も含まれる。 拒絶理由通知後に特許を受ける権利を移転した場合、拒絶理由通知の効果は譲受人にも及ぶので再度の拒絶理由通知は不要である。また、無効審判において特許権者が証拠調べを申し立てた場合、申し立ての効力は承継される。</p>
<p>(手続の続行)</p>	

<p>第二十一条 特許庁長官又は審判長は、特許庁に事件が係属している場合において、特許権その他特許に関する権利の移転があつたときは、特許権その他特許に関する権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。</p>	<p>・承継後は、原権利者に対して続行しても承継人に対して続行しても良い。</p>
<p>(手続の中断又は中止)</p>	
<p>第二十二条 特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立について、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。</p>	<p>・中断とは、手続中に当事者の側の手続を進行する者に交代しなければならない事由が生じた場合に、新たな進行者が手続に関与できるようになるまでの間、手続の進行を停止して当事者の利益を保護する制度である。従って、法定の事由によって当然に発生し、新しい進行者から、または相手方から手続の続行を申し立てることにより、解消する。 ・中止とは、裁判所又は当事者に手続をすることができない障害がある等、手続の進行が困難であるか不適當な場合に、法律上当然に又は審判官などの処置によって生じるものである。 ・受継(じゅけい)とは、中断した手続の中断を終わらせる行為であり、申立によって行う。 ・受継の理由ありとする場合も決定をする。 ・中断、中止の場合は期間の進行も停止する。なお、受継の通知又はその続行の時から新たに全期間の進行を始める。</p>
<p>2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。</p>	
<p>第二十三条 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申し立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。</p>	<p>・受継命令は審判官が、受継があつたものとみなした場合は審判長が行う。</p>
<p>2 特許庁長官又は審判官は、前項の規定により指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があつたものとみなすことができる。</p>	
<p>3 特許庁長官又は審判長は、前項の規定により受継があつたものとみなしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。</p>	<p>・通知されるのは当事者とその相手方である。</p>

第二十四条 民事訴訟法第二百二十四条（第一項第六号を除く。）、第二百二十六条、第二百七条、第二百八条第一項、第三十条、第三十一条及び第三百二十二条第二項（訴訟手続の中断及び中止）の規定は、審査、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百二十四条第二項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、審判又は再審の委任による代理人」と、同法第二百七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第二百八条第一項及び第三十一条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第三十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

法人の合併の場合には中断しないが、法人の破産の場合には中断する。なお、合併をもって第三者に対抗出来ない場合は、直ちには中断しない。
 ・実2条の5(特許法の準用)で準用している。
 ・法人甲が法人丙に吸収合併された場合でも委任による代理人がいる場合は審判手続きは中断しない。

民訴124条1項（以下に掲げる場合、訴訟手続は中断する。この場合、以下に定める者は、訴訟手続を受け継がなければならない。当事者死亡の場合
 相続人、相続財産管理人その他法令により訴訟を続行すべき者（同1号）、当事者法人の合併による消滅の場合 合併によって設立された法人又は合併後存続する法人（同2号）、当事者の訴訟能力喪失又は法定代理人の死亡若しくは代理権消滅の場合 法定代理人又は訴訟能力を有するに至った当事者（同3号）、当事者である受託者の信託任務終了の場合 新たな受託者又は信託財産管理者若しくは信託財産法人管理人（同4号イ）、当事者である信託財産管理者又は信託財産法人管理人の信託任務終了の場合 新たな受託者又は新たな信託財産管理者若しくは新たな信託財産法人管理人（同4号ロ）、当事者である信託管理人の信託任務終了の場合 受益者又は新たな信託管理人（同4号ハ）、一定の資格を有する者で自己の名で他人のために訴訟の当事者となるものの死亡その他の事由による資格の喪失の場合 同一の資格を有する者（同5号））

読み替えた民訴124条2項（前項の規定は、審査、審判又は再審の委任による代理人がある間は、適用しない。）

民訴124条3項（第一項第一号に掲げる事由がある場合においても、相続人は、相続の放棄をすることができる間は、訴訟手続を受け継ぐことができない。）

同4項（第一項第二号の規定は、合併をもって相手方に対抗することができない場合には、適用しない。）

同5項（第一項第三号の法定代理人が保佐人又は補助人である場合、以下のときに、同号の規定は適用しない。被保佐人又は被補助人が訴訟行為をすることについて保佐人又は補助人の同意を得ることを要しないとき。（同1号）、被保佐人又は被補助人が前号に規定する同意を得ることを要する場合において、その同意を得ているとき、同2号）

民訴126条（訴訟手続の受継の申立ては、相手方もすることができる。）

読み替えた民訴127条（訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、特許庁長官又は審判長は、相手方に通知しなければならない。）

読み替えた民訴128条1項（訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、特許庁長官又は審判官は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。）

読み替えた民訴130条（天災その他の事由によって特許庁が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。）

読み替えた民訴131条（当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないとき、特許庁長官又は審判官は、決定でその中止を命ずることができる。）

読み替えた民訴131条2項（特許庁長官又は審判長は、前項の決定を取り消すことができる。）

民訴132条2項（訴訟手続の中断又は中止があったとき、期間の進行を停止する。この場合、訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から、新たに全期間の進行を始める。）

(外国人の権利の享有)							
第二十五条 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。	・外国人であっても在内地であれば権利を享有できる。 ・実2条の5(特許法の準用)で準用している。						
一 その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。	・いわゆる平等主義国の場合である。						
二 その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているとき。	・いわゆる相互主義国の場合である。						
三 条約に別段の定めがあるとき。							
(条約の効力)							
第二十六条 特許に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。	・実2条の5(特許法の準用)で準用している。						
(特許原簿への登録)		(実用新案原簿への登録)		(意匠原簿への登録)		(商標原簿への登録)	
第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。		第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。		第六十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。		第七十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える商標原簿に登録する。	
一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限	左条文の下線部は平成20年法改正で改正された箇所である。 ・処分の制限とは、執行保全のための仮差押、仮処分、税金滞納による差押等、権利の処分行為が制限される場合をいう。 ・特許権は信託を行うことが可能であるが、登記・登録しなければ第三者に対抗できない。なお、信託の登録とは、特許権が信託財産に属すること並びに信託の目的及び内容等を公示するものであり、特許信託原簿に登録される(H20年改正本)。	一 実用新案権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限	左条文の下線部は平成20年法改正で改正された箇所である。 ・特許法と異なり、存続期間の延長は規定されていない。	一 意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限	左条文の下線部は平成20年法改正で改正された箇所である。	一 商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限	・商標権特有の原簿登録事項として、「更新」、「変更」、「分割」が規定されている。 商19条2項(商標権の存続期間は、商標権者の更新登録の申請により更新することができる。) 商24条の3第1項(団体商標に係る商標権が移転されたときは、次項に規定する場合を除き、その商標権は、通常の商標権に変更されたものとみなす。) 商24条(商標権の分割は、その指定商品又は指定役務が二以上あるときは、指定商品又は指定役務ごとにすることができる。)
二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限	・保存とは、移転を第三者に対抗するために、移転前に保存の登録をする場合をいう。	二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限		二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限		二 防護標章登録に基づく権利の設定、存続期間の更新、移転又は消滅	・商標法特有の規定である。
三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限		三 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限		三 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限		三 専用使用権又は通常使用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限	

<p>四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限</p>	<p>左条文の下線部は平成20年法改正で改正された箇所である。</p>	<p>2 実用新案原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む、以下同じ。)をもつて調製することができる。</p>		<p>2 意匠原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む、以下同じ。)をもつて調製することができる。</p>		<p>四 商標権、専用使用権又は通常使用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限</p>	
<p>2 特許原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む、以下同じ。)をもつて調製することができる。</p>	<p>特許を受けた発明の当該明細書及び図面は特許原簿の一部とみなされる。</p>	<p>3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。</p>		<p>3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。</p>		<p>2 商標原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む、以下同じ。)をもつて調製することができる。</p>	
<p>3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。</p>						<p>3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。</p>	
<p>(特許証の交付)</p>		<p>(実用新案登録証の交付)</p>		<p>(意匠登録証の交付)</p>		<p>(商標登録証等の交付)</p>	
<p>第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。</p>	<p>特許証がなくとも特許権者であることを主張できる。 特許証を譲渡しても、特許権を譲渡することではない。 特許証を有する者を誤信しても保護されない。 訂正審決の確定した場合ではなく、訂正の登録があつた場合に特許証が交付される。</p>	<p>第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録又は第十四条の二第一項の訂正があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。</p>	<p>特許法と異なり訂正の登録までは求められておらず、訂正があつたときは実用新案登録証が交付される。なお、実14条の2第7項の訂正については規定されていない。 実14条の2第1項「実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を一回に限りすることができる。」</p>	<p>第六十二条 特許庁長官は、意匠権の設定の登録があつたときは、意匠権者に対し、意匠登録証を交付する。</p>		<p>第七十一条の二 特許庁長官は、商標権の設定の登録があつたとき、又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録があつたときは、商標権者に対し、商標登録証又は防護標章登録証を交付する。</p>	
<p>2 特許証の再交付については、経済産業省令で定める。</p>	<p>特許証を汚し、損じ、又は失った時は再交付を請求できる。</p>	<p>2 実用新案登録証の再交付については、経済産業省令で定める。</p>		<p>2 意匠登録証の再交付については、経済産業省令で定める。</p>		<p>2 商標登録証又は防護標章登録証の再交付については、経済産業省令で定める。</p>	